

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日曜日、
祭日、
当り)

目 次

◇ 告 示

保険薬剤師の登録

結核予防法による医療機関の指定

結核予防法による指定医療機関の辞退

土地改良法による換地計画の適否の決定

土地改良事業の工事の完了

開発行為に関する工事の完了(二件)

建築基準法による道路の位置の指定

◇ 公 告

液化石油ガス設備士試験の実施

猟銃等の取扱いに関する講習会の開催

告 示

鳥取県告示第七百十八号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和五十八年八月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
中野 厚	鳥薬第五二三号	昭和五十八年七月十五日

鳥取県告示第七百十九号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。

昭和五十八年八月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

医療機関名	所在地	指定年月日
野坂医院	米子市上新印二五六一六	昭和五十八年八月一日

鳥取県告示第七百二十号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の辞退があつたので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和五十八年八月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

医療機関名	所 在 地	辞 退 年 月 日
野 坂 医 院	米子市上新印二五六一	昭和五十八年六月二十八日

鳥取県告示第七百二十一号

昭和五十八年六月三十日付けで赤碓町から申請のあつた梅田地区の換地計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年八月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十八年八月十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

赤碓町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百二十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十二条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十八年八月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

土地改良事業の名称	工事了了年月日	届出者
横谷地区農道整備と農業用排水を一体とした事業	昭和五十八年三月十五日	倉吉市
天神野地区農道整備と農業用排水を一体とした事業	昭和五十八年三月二十日	〃
北条（江北）地区農道整備と農業用排水を一体とした事業	昭和五十八年二月二十五日	北条町

鳥取県告示第七百二十三号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十八年八月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十八年二月二十四日 鳥取県指令受米土維第六十四号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市米原字大沢十

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

岡山県倉敷市玉島乙島六三八一一

豊和観光有限会社

代表取締役 清水茂之

鳥取県告示第七百二十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十八年八月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十八年五月四日 鳥取県指令受倉土維十第二号

二 開発区域に含まれる地域の名称

倉吉市広栄町字広栄及び大原字下赤池

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

倉吉市越中町一七三八一一

有限会社山本印刷所

代表取締役 山本 巖

鳥取県告示第七百二十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を昭和五十八年八月十六日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和五十八年八月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

申請人の住所及び氏名	倉吉市八屋字高瀬二二七一 五及び二一七六並びに二 一七一五地先水路	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長 (メートル)
倉吉市八屋二六三 福井 源太郎			幅員 四・〇〇〜九・〇〇 延長 四一・五

公 告

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「法」という。）第38条の5の規定により、昭和58年度液化石油ガス設備士試験を次のとおり実施する。

昭和58年8月16日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 筆記試験

(1) 試験の日時及び場所

- ア 日時 昭和58年11月13日（日曜日）午前9時から正午まで
- イ 場所 東伯郡東郷町大字中興寺378 鳥取東郷農業協同組合

(2) 試験の科目

科 目	範 疇	冊 数
液化石油ガスに関する基礎知識	1 物理及び化学の基礎知識	1
	2 液化石油ガスの物性	2
液化石油ガス設備工事に必要な機械、器具又は材料（以下「器具等」という。）に関する知識	1 容器及び容器バルブ	1
	2 調整器	2
	3 ガスメーター	3
	4 気化装置	4

5 配管用材料	1 配管理論
6 配管用工具	2 供給設備及び消費設備の設計
7 その他の器具等	3 配管図面の作成及び管理
	4 給排気設備の構造及び機能

配管理論、配管設計及び燃焼理論	1 配管用材料及び工具の使用方法及び接続の方法
液化石油ガス設備工事の施工方法	2 器具等の取付け方法
	3 器具等の腐しよく防止の方法
	4 気密試験の方法

供給設備及び消費設備の検査の方法	1 法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（昭和43年政令第14号）及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（昭和43年通商産業省令第14号）並びにその他関係法令
供給設備及び消費設備の保安に関する法令	2

2 技能試験
 技能試験は、筆記試験の合格者及び筆記試験の免除者に対して実施する。

(1) 試験の日時及び場所

- ア 日時 昭和58年11月27日（日曜日）午前10時から
- イ 場所 倉吉市大塚597—1

鳥取県経済農業協同組合連合会倉吉支所家畜市場

(2) 試験科目

- ア 配管用材料及び工具の使用
- イ 硬質管の加工及び接続
- ウ 器具等の取付け
- エ 気密試験の実施
- オ 漏えい試験の実施

3 受験手続

次の書類を鳥取市東町一丁目 220 番地鳥取県総務部消防防災課へ提出すること。

(1) 受験願書

社団法人鳥取県エルピーガス協会に備付けの所定の用紙によること。
なお、筆記試験の免除を申請する者は、前回の筆記試験に合格した者であることを証明する書類を添付すること。

(2) 写真

受験願書出願前6月以内に脱帽、正面、上半身を撮影した縦6センチメートル、横5センチメートルのものを受験願書の所定の欄にはり付けること。

4 受付期間

昭和58年9月5日（月）から同月17日（土）まで。（郵送による場合は、昭和58年9月17日（土）までの消印のあるものに限る。）

5 受験手数料及び納付方法

- (1) 受験手数料 9,000円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定の欄にはり付けること。この場合、消印しないこと。

6 受験票

筆記試験の受験票は受験願書を提出した者に、技能試験の受験票は筆記試験に合格した者及び筆記試験を免除された者に交付する。

7 その他

不明な点は、鳥取県総務部消防防災課（0857—26—7056）に問い合わせること。

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号、以下「法」という。）
第5条の3第1項の規定により、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

昭和58年8月16日

鳥取県公安委員会委員長 八 村 信

1 講習の種類

- (1) 初心者講習 法第4条第1項第1号の規定により、猟銃又は空気銃の所持許可を受けようとする者を対象とした講習をいう
- (2) 経験者講習 現に法第4条第1項第1号の規定により、許可を受け猟銃又は空気銃を所持している者を対象とした講習をいう。

2 関連の日時及び場所

区分 種別	日 時	場 所	受 講 対 象 者
初 心 者 講 習	昭和58年 9月 7日 午前10時30分から 午後 4時30分まで	米子市花町一丁目151 鳥取県 米子警察署会議室	米子、境港、溝口、黒 坂及び八橋の各警察署 の管内に居住する者
	昭和58年10月 5日 午前10時30分から 午後 4時30分まで	鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎 8階第23会議室	岩美、鳥取、郡家、智 頭、浜村及び倉吉の各 警察署の管内に居住す る者
経 験 者 講 習	昭和58年 9月16日 午後 1時30分から 午後 4時00分まで	米子市花町一丁目151 鳥取県 米子警察署会議室	米子、境港、溝口、黒 坂及び八橋の各警察署 の管内に居住する者
	昭和58年 9月22日 午後 1時30分から 午後 4時00分まで	鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎 8階第23会議室	岩美、鳥取、郡家、智 頭、浜村及び倉吉の各 警察署の管内に居住す る者
	昭和58年10月14日 午後 1時30分から 午後 4時00分まで	米子市花町一丁目151 鳥取県 米子警察署会議室	米子、境港、溝口、黒 坂及び八橋の各警察署 の管内に居住する者
	昭和58年10月26日 午後 1時30分から 午後 4時00分まで	鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎 8階第23会議室	岩美、鳥取、郡家、智 頭、浜村及び倉吉の各 警察署の管内に居住す る者

3 受講対象者

(1) 初心者講習
鳥取県内に住所を有する者で、狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用途に供するため、猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者の

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者で、次の各号のいずれにも該当するもの
ア 現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者

イ 所持の許可の更新を受けようとする者又は買替え等で新たな猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者

ウ 交付を受けている講習修了証明書が交付を受けた日から起算して3年を経過している者

4 講習時間及び講習科目

(1) 講習時間

ア 初心者講習 4時間

イ 経験者講習 2時間30分

(2) 講習科目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

5 考査

初心者講習にあつては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

6 受講の申込み

所定の受講申込書及び講習受講手数料の額（初心者講習にあつては3,000円、経験者講習にあつては1,500円）に相当する鳥取県収入証紙を受講日の7日までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

7 携行品

筆記用具（ノート、ボールペン、万年筆等）